2026 年 9 月吉日

介護職員等処遇改善計画書（兼通知書）

通所介護事業　社員　及び　本社　社員　各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役　　二ノ宮　博宣

介護職員等処遇改善加算に基づき支給された給付金を、2026 年 10 月より下記のとおり支給します。

記

1　給付金支給対象者及び金額

区分	職種	項目	月額支給額	一時金支給
正社員	管理者兼介護職員 生活相談員 介護職員 介護副主任	①　処遇改善手当 ②　研修手当 ③　感染症予防手当 ④　一時金（人事評価） ⑤　一時金（その他） ⑥　一時金(経験・技能) ⑦　送迎手当	59,300 円／月～ 71,300 円／月 1,280 円／月 200 円／月 － － － 200 円／日	－ － － 10 月、4 月 10 月、4 月 10 月、4 月 －
	介護主任	①　処遇改善手当 上記②～⑤・⑦	69,300 円～ 71,300／月	－
	看護師	①　処遇改善手当 上記②・③・⑦	17,300 円～ 19,300／月	－
	看護師兼機能訓練指導員	①　処遇改善手当 上記②・③・⑦	22,300 円～ 24,300／月	－
	機能訓練指導員	①　処遇改善手当 上記②・③・⑦	22,300 円～ 24,300／月	－
	その他職種（上記以外）	⑥　一時金（経験・技能）	－	4 月
有期社員	生活相談員	①　処遇改善手当 上記③・④・⑦	330 円または 340 円／時間	10 月、4 月
	介護職員 ドライバー兼介護職員	①　処遇改善手当 上記③・④・⑦	330 円または 340 円／時間	10 月、4 月
	看護師	①　処遇改善手当 上記③・④・⑦	85 円または 95 円／時間	－

有期社員	看護師兼機能訓練指導員	①　処遇改善手当 ①　上記③・⑦	115 円または 125 円／時間	―
	機能訓練指導員	①　処遇改善手当 ②　上記③・⑦	115 円または 125 円／時間	―
	パントリー・事務員	③　処遇改善手当 ④　上記③・⑦	230 円または 240 円／時間	―
	ドライバー	⑤　処遇改善手当 上記③・⑦	250 円または 260 円／時間	―

※ 介護職員等処遇改善加算に基づき支給された給付金より、上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額（以下、処遇改善加算支給額という）を支給する。

2　項目詳細

①　処遇改善手当　　：正社員に対し職種や評価に応じた月額を一律支給し、有期社員については 1 時間当たりの金額を上記の通り支給する。※勤続手当を含む

②　研修手当　　：月 1 回 1 時間以内を上限とし、1,280 円を支給する。（正社員）

③　感染症予防手当　：日頃の感染症予防、蔓延防止への取り組みについて 200 円/月を支給する。

④　一時金（人事評価）：旧処遇改善加算率に基づく処遇改善加算支給額から旧基準に基づく月額支給額を控除した額の平成 29 年改正による利率増加分については、半期毎に人事考課を行い、一時金として支給する。

⑤　一時金（その他）　：処遇改善加算支給額より①～④・⑥・⑦を控除し残った額について一時金として支給する。

⑥　一時金（経験・技能）：旧特定処遇改善加算率に基づく処遇改善加算支給額より旧特定処遇改善加算の月額支給分を控除した金額を下記の表の支給対象者に対し支給する。

支給対象者

グループ	対象事業	職員の範囲
a：経験・技能のある介護職員	通所介護	介護福祉士かつ管理者兼介護職員
b：他の介護職員	通所介護	a 以外の管理者兼介護職員及び 通所介護事業所に従事する正社員生活相談員及び正社員介護職員
c：その他の職種	全社	a ならびに b に属さない正社員

⑦　送迎手当　　：ドライバー業務（職種:ドライバー、ドライバー兼介護職員以外）を行った場合に支給する。

3　給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2026 年 10 月～2027 年 3 月　　支給月：2026 年 10 月～2027 年 4 月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2026 年 10 月 23 日(対象月 2026 年 6 月～9 月分)、2027 年 4 月 23 日(対象月 2026 年 10 月～2027 年 3 月分)

4　留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する場合があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上